

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-31 改訂00

項目	コメント内容
材料及び構造 (第14条)	(0209-31) ・P2 第1-1 図及びP7 第2-1 表(PDF2457, 2462) 貯蔵架台の応力計算にはSGV480 の材料を使用し2 箇所部位の計算を行っているが、適切な計算（例えば架台脚部は圧縮応力のみでの評価でよい）であることを説明すること。また、台車搬送時を貯蔵時の事象に含めることができるか併せて説明すること。(理由：H22 認可では、トラニオン固定金具やボルト等の計算のみでの計算であり、今回の計算は新たな計算であるため、説明を求めたい(日立GE は架台の計算はしていない))

(回答)

貯蔵架台は直接支持構造物として設計・建設規格の規定を満足するように評価しており、供用状態A（貯蔵時）においては、貯蔵架台には金属キャスク及び貯蔵架台の自重による鉛直方向荷重が作用する。貯蔵架台本体は厚板で、中央部に金属キャスクからの荷重が作用してせん断応力及び曲げ応力が生じ、貯蔵架台脚部には圧縮応力が生じる。なお、荷重条件により貯蔵架台本体及び貯蔵架台脚部には引張応力や支圧応力は生じない。

(厚板である貯蔵架台は十分な強度があるため貯蔵架台本体及び貯蔵架台脚部の評価を省略していたが、平成25年の設工認変更申請時に評価点を追加している。)

台車搬送時には貯蔵時よりも加速度が作用するが、0.04G以下と小さく、貯蔵時は供用状態Aの事象の中で大半の期間を占めるため、供用状態Aでは貯蔵時を代表事象として評価している。(設2-補-006改1使用済燃料貯蔵設備本体の強度及び耐食性(BWR用大型キャスク(タイプ2A)第3-2表参照)

以上